

## 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（仮称）素案について

人権同和対策課

### 1 策定の趣旨

「宮崎県犯罪被害者等支援条例」（令和3年7月7日施行）第9条に基づき、本県における犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものである。

### 2 基本計画の概要等

#### (1) 期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

#### (2) 計画の趣旨

犯罪被害者等（犯罪被害者本人、家族、遺族）が受けた被害の早期回復又は軽減、及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、犯罪被害者等支援に関する基本方針、具体的施策等を定める計画を策定する。

#### (3) 素案の内容

別紙のとおり

### 3 策定スケジュール

令和3年7月	閉会中総務政策常任委員会に報告
11月	宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会（計画素案の検討）
12月	11月定例会総務政策常任委員会に報告（計画素案） パブリックコメント（令和4年1月にかけて実施）
令和4年1月	宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会（計画素案への意見聴取） 宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会（意見の反映に関する検討）
2月	宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議（計画決定）
3月	2月定例会総務政策常任委員会に報告
4月	計画施行